3　第一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行令第百三十九条の十第二項第二号ロの規定は、法人の附則第一条第六号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第十一条　新令第百五十五条の六第一項第二号から第四号まで、第二項及び第三項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、附則第六条第二項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定により行うべき納税地の所轄税務署長に対する届出、同項の規定によりあったものとみなされる新令第五十二条第一項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）の承認及び附則第六条第二項に規定する提出期限について準用する。この場合において、同項に規定する届出書の記載事項その他必要な事項は、財務省令で定める。

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第十二条　第一条の規定（附則第一条第一号（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行令第百五十五条の二十五（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日前に開始した連結事業年度における新令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条中「百分の十・四を乗じて計算した金額を」とあるのは、「百分の十六・三を乗じて計算した金額を」とする。

3　第一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行令第百五十五条の二十五第一号ハ(1)の規定は、連結法人の附則第一条第六号に定める日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結留保税額の個別帰属額の計算に関する経過措置）

第十三条　連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日前に開始した連結事業年度における新令第百五十五条の四十三第二項（第八号に係る部分に限る。）（連結留保税額の個別帰属額の計算）の規定の適用については、同号中「百分の十・四」とあるのは、「百分の十六・三」とする。

第十四条　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「こえる」を「超える」に、「係る法」を「係る法人税法」に、「新令」を「法人税法施行令」に改め、同条第二項中「第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）」を「第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）、第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）並びに第六十二条の五第二項及び第五項（現物分配による資産の譲渡）に」、「新令」を「法人税法施行令」に改め、同条第三項中「新令」を「法人税法施行令」に、「（寄付金の損金算入限度額）」を「（一般寄附金の損金算入限度額）及び第七十七条の二第二項（特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額）並びに第百四十二条の二第四項及び第百九十五条第三項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に」、「同項第四号中「第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）」とあるのは、「第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）及び」を「これらの規定中「規定を」とあるのは、「規定並びに」に、「附則第五条」を「附則第五条第一項及び第二項」に、「」とする」を「」の規定を」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、法人税法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の連結法人が各連結事業年度の同項に規定する個別損金額（同法第六十条第一項に係る部分に限る。）を計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「第百十八条の二」とあるのは「第百五十五条の二の二」と、同項第二号中「所得の金額」とあるのは「法人税法第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額」と、第二項中「所得の金額」とあるのは「個別所得金額」と、「第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」とあるのは「第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（同法）と、「規定を」とあるのは「規定により同法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）及び第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定を」と、「第百十八条の二」とあるのは「第百五十五条の二の二」と、前項中「第七十三条第二項（一般寄附金の損金算入限度額）及び第七十七条の二第二項（特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額）並びに第百四十二条の二第四項及び第百九十五条第三項」とあるのは「第百五十五条の十三第二項（一般寄附金の連結損金算入限度額）及び第百五十五条の十三の二第二項（特定公益増進法人に対する寄附金の連結特別損金算入限度額）並びに第百五十五条の二十七第四項」と、「附則第五条第一項及び第二項」とあるのは「附則第五条第四項」と、「の規定を」とあるのは「において準用する同条第一項及び第二項の規定を」と読み替えるものとする。

第十五条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「同号ロ(1)に掲げる」を「同年三月三十一日以前に取得をされた」に、「並びに新令」を「並びに法人税法施行令」に、「（第二号又は第三号」を「（第一号から第三号まで」に改め、「限る。）」の下に「（減価償却資産の償却の方法）」を加え、同条第三項中「おける新令」を「おける法人税法施行令」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第三号まで」に、「は新令第四十八条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる」を「は、同日以後に取得をされた」に改め、同条第四項中「第五十五条第四項」の下に「（資本的支出の取得価額の特例）」を加え、同条第五項中「係る新令」を「係る法人税法施行令」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第三号まで」に、「新令第四十八条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる」を「、同日以前に取得をされた」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十七号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十条第二項及び第四項並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第四項並びに附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。